

# 県民意見整理台帳

「神奈川県地域防災計画修正素案」に関する県民意見及び県民意見に対する県の考え方

○ 意見募集期間

令和3年12月13日（月曜日）～令和4年1月12日（水曜日）

○ 意見募集の結果

意見提出件数 64件

意見提出者数 10人

○ 意見内容及び意見の反映状況

・ 意見内容の概要

区 分	件数
1 全般に関する意見	25件
2 災害に強いまちづくりに関する意見	2件
3 災害時応急活動事前対策の充実にに関する意見	21件
4 災害時の応急活動対策、復旧・復興対策に関する意見	16件
合 計	64件

・ 意見の反映状況

区 分	件数
A 計画に反映させたもの	2件
B 意見の趣旨が既に現行計画に盛り込まれているもの	16件
C 今後の取組において参考にするもの	35件
D 計画に反映できないもの	5件
E その他（質問など）	6件
合 計	64件

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方(案)
1	2	「盛土」以外にも「表層地盤の強度」を公表し、その重要性を啓発する。「地盤強度」に応じた行政・開発・購入を指導するようにしたほうがいいのではないかな。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
2	1	指定避難所以外の避難場所の事前公表を市町村義務付け、住民避難の事前計画を手助けする。避難所の開設について素案では「開設に努める」となっているが、義務付けしないと市町村は何もしないのではないかな。	D	災害対策基本法に基づき、各市町村が指定緊急避難場所や指定避難所を指定することとなっており、県としても市町村からの依頼に基づき県有施設を提供する等の協力しています。
3	3	帰宅困難者発生はすなわち、自宅で孤立する学童(子ども)の発生の視点が欠けている。「自宅で孤立する学童」を救済するために、防犯観点で作られた「子ども110番」を被災時孤立した学童の緊急駆け込み寺として「防災観点での子ども110番」活用を進めてほしい。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
4	1	自主防災組織80%以上と公表。実際は半分以下と推測される。大地震では被災後1時間に死者が集中するが、1時間以内に公助・共助は現場に届かず、「命を救える」のは住民=自治会=自主防災活動のみである(互近所防災のススメ)。	E	県では、平成24年度に神奈川県地震災害対策推進条例を制定し、地震災害の記憶、防災意識の風化を防ぎ、自助・共助・公助による継続的な取組を推進しています。
5	3	県は市町村に、①自主防災の事例研究・発表会の場を定期的に開催すること②自主防災組織に「資金」「人材」「機材」の補助の具体化を図ること③指導者の育成と現場への指導者派遣を行うことを義務付けること。	C	県としては、県内自主防災組織の強化・育成のために資機材整備に関する費用など、県内市町村に対する補助金制度を創設しています。また、県総合防災センター自主防災組織リーダー研修を実施するなど、人材育成についても実施しています。なお、いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
6	4	避難生活の長期化で起こる生活不活発病による「震災関連死」を防ぐための施策を検討してほしい。	B	令和2年6月に県が避難所を設置する市町村にお示した「避難所マニュアル策定指針」では、保健師等が避難施設を巡回し、避難者の健康管理及び栄養指導を行うことや、状況に応じて医療機関等への入所措置を行うための支援要請のルートや手順を明確にしておくこととしています。
7	3	風水害による「倒木事故」を防ぐための樹木医の養成について検討してほしい。	D	本県の地域制緑地の維持管理においては樹木医による危険木の調査を事業者に委託して行っております。県が直接養成することは考えておりません。
8	2	地震や風水害の危険要因となる、放置された空き家の撤去または活用について検討してほしい。	B	地震や風水害の危険要因となる空き家については、「平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める」ことを位置づけています。また、県は、空き家を含む住宅の耐震診断や耐震工事等を行う住民の方に補助を行う市町村に対しての補助を行っており、空き家の活用促進を見据えた防災性の向上を支援しています。
9	1	この修正案の示し方だと、変更点がわかりにくい。新旧表のような形にしないと、削除部分や、修正部分がわからない。	C	いただいたご意見については、今後の取組の参考にいたします。
10	1	「高潮による浸水被害の発生状況と潮位等の実績を精査し、高潮氾濫発生情報の精度向上を図ることを追加」とあるが、いつまでに精査することを目標としているのか。また、現時点での取り組みは何をしているのか。	E	高潮が発生した際の浸水被害の有無等を受けて精査することとしており、期限は定めていません。
11	1	「防災・減災におけるDXの推進」とあるが、現時点で神奈川県が行っている取り組みは何か。また、デジタルは市町ごとにバラバラに取り組んでも意味がない。せめて県単位で統一性をもち、スピーディに取り組むべきであると考えているが、県が率先して市町を引っ張る予定はあるのか。	E	県では、令和3年2月に都道府県で初めて、避難支援機能を備えた「防災チャットポット『SOCDA(ソクダ)』」の実証実験を実施しました。この取組は、AI防災協議会が中心となって開発を進めているSOCDAを活用し、本県における防災分野のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進するための先行実証モデルとして、県内市町の協力を得て実施したものです。また、令和4年1月には「神奈川県データ統合連携基盤の整備に係る検討会」を開催し、防災情報、データ工学、情報法、行政法及び情報セキュリティ等の専門家と市町村関係者が参加し、データ統合連携基盤の必要性、効果、運用管理方法などの検討を始めました。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方（案）
12	1	「防災行政通信網の再整備」とは具体的に何か。	E	災害時においても、国や市町村などの防災関係機関と確実に情報の受伝達を行えるように県が整備している、専用の通信回線を用いた防災行政通信網について、整備から年月が経過し、老朽化が進んでいるため、ICTを活用した機能強化も図りながら、再整備に取り組むものです。
13	3	「防災教育」について。子どもたちや教職員への防災教育は、県が主体的にやるべきである。子どもの授業を見ても、古臭い資料や、「防災教育＝地震」だけで、近年の風水害の勉強などは資料に出てこない。県が最新の知見（災害区域指定なども）を踏まえ、指導要領などを更新していく必要があるのではないか。	B	県教育委員会では、各学校における指導の充実に資するよう、校種に応じた防災教育指導資料を作成し、公立学校に配付しており、風水害に関する指導方法・資料を加えて令和2年3月に改訂しています。また、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実に努めています。
14	3	県の教職員への防災教育は、小学校、中学校、高校とそれぞれ何をしているのか。	B	県教育委員会では、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けられるよう、各校種に応じた防災教育指導資料を作成し、公立学校に配布しています。また、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実に努めています。
15	1	県の教職員は、災害発生時は、何をすべきと考えるか。（子供への対応と、地域への貢献、避難所での対応それぞれ教えてください。）	B	第10節文教対策に記載しているように、県教育委員会は「学校防災活動マニュアルの作成指針」を定め、県立学校では、それに基づき各校の学校防災計画等を作成しており、災害時には、教職員は同計画等に従って、児童・生徒等の生命・身体の安全を確保すること、市町や住民の方などと連携して、地域の安全・安心の確保に取り組むこと、また避難所運営に協力することなど、的確な対策を講じることとしています。
16	1	県の教職員の具体的な参集・配備の在り方や役割分担はどう定めているのか。	B	全庁的な配備編成計画に準じて、学校ごとに配備編成計画を定めており、災害時には同計画に従って参集することとしています。また、学校ごとに災害対策本部の体制を定めており、避難誘導や施設点検など、役割ごとの班に分かれて対応することとしています。
17	1	神奈川県では、避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務に従事することについては、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えているか。	B	文部科学省初等中等教育局長通知「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」（平成29年1月20日付け28文科初第1353号）に基づき、本県においても、避難所等に位置付けられている学校の教職員が、災害時に避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務に従事することについては、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられることから、服務上の職務として取り扱うこととしています。
18	4	富士山噴火の対応が急がれていると思うが、火山対策は市町ごとには到底対応できないので、県がリーダーシップをもって取り組むべきと考える。降灰対策は、どう考えているのか。灰の捨て方はどうするのか。捨て場はどうするのか。	E	令和3年3月の富士山ハザードマップの改定に伴い、現在、富士山火山防災対策協議会において広域避難計画について協議しております。また、降灰対策については、令和2年4月に公表された大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループの報告を踏まえ、現在、富士山噴火をモデルケースに国の関係省庁で検討しております。県としては、関係省庁による検討がまとめられた後で、広域避難降灰時の対応や住民等の安全確保の方策について、国と自治体が連携して検討を進めていく予定です。
19	4	富士山噴火の際、広域避難はどの地域にどう行うよう考えているのか。	E	現在、富士山火山防災対策協議会において検討されている広域避難計画に基づき対応していきたいと考えています。
20	3	いつ大きな地震が来てもおかしくはないといわれていることから、国民一人一人が頭の片隅に地震について意識する必要があるのではないかと思う。したがって、例えば防災訓練を行う際にコロナとしてズームを参加型で行うなど、まずは神奈川県地域防災計画修正素案としては国民一人一人に考えさせるような案を出したほうが良いと考える。	C	いただいたご意見については、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方（案）
21	3	地震災害対策として大きなペットボトルの水を用意したりかんぱんを備蓄したりなどたくさんの災害対策方法があります。ですが普通の家庭ではそのようなものが備蓄されていないのが現状です。やはりそういう食べ物や飲み物を備蓄したり、災害について頭の片隅に置いておくためには防災訓練を行う必要がある。しかし現在ではコロナウイルスで人と集まって訓練をするのがあまりよくない状況に陥っていると考えられることから、ズームを使ったり、学校の授業で取り上げたりとインターネットの力を使って地震から自分の身を守るすべを見つけることが大事だと考える。	C	いただいたご意見については、今後の取組の参考にいたします。
22	1	「災害ボランティア」29頁について、アのところで「日頃から・・・協力・参加し・・・努めます」と書かれているが、誰が「協力・参加」「努める」という趣旨なのかよくわからなかった。（ボランティア参加者（県外者含む）に対して、県が努力せよと言っている？）イを読むと、ボランティア参加者（県外者含む）に対して言っているのかと思うが、ボランティアに対して「自己完結型で活動せよ」といったことは、必要なことかもしれないが、ここ（「推進主体」の箇所）で記載すべきことではないように思えた。 むしろ、第3章第17節、第4章第13節で、「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」の設置について触れているのであるから、ここで県民活動サポートセンターが「設置・運営主体」となって、県社協、市社協、県共同募金会、神奈川災害ボランティアネットワークなどと協働していくこと宣言したり、県も積極的に災害ボランティアの活動を整理したり、支援していくことを記載した方が、有意義であるように思う。	B	第1章第6節では、県地域防災計画の推進主体である防災関係機関それぞれの責務等について定めています。発災時には、県民、地域の主体的な取組と国、県、市町村の防災力が一体となって対応することが、被害の軽減、減少につながることから「行政」だけでなく、「県民」、「企業」、「災害救援ボランティア」についても重要な計画の推進主体として位置付けています。なお、本節では、災害救援ボランティアの活動に参加する方が、「自助・共助」の認識を持ち、平常時からの事前準備を行っていただく等の役割について位置付けています。
23	1	11節177頁で、災害相談を「弁護士等専門家」の協力のもと行うと書かれているが、むしろここでも、協議会について触れていただけたらよいと思った。第5章で協議会について触れているが、発災後早い時期であれば、「弁護士」以外のニーズの方があられるかもしれず、むしろ早い時期から協議会として協力すべきと考えるので。	A	いただいた御意見を踏まえ、「神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会」を通じて派遣された弁護士等専門家」と追記しました。
24	4	被災地住宅相談を行うにあたり、神奈川県下の一部が被災しているが他県からの応援を受けないで済む被災程度の場合と他県からの応援がないと対応できない被災状況の場合を想定して予め考えておく必要があると考えます。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
25	3	神奈川県は、協定関係団体と連絡を密に取りながら支援要請規模の把握に努める事となると思いますが、被災県となった場合協定関係団体の会員もまた被災者になっている可能性が高く、他県からの応援者をどの部門が把握し、被災市町村のどの担当課と打ち合わせする事になっているかを関係団体とも情報共有しておく事が必要であり、平時において被災市町村の窓口の担当課と関係団体地域会員との交流が必要ではないかと考えます。	C	いただいたご意見については、今後の取組の参考にいたします。
26	4	災害時は混乱が予想されるので、指示系統の可視化が必要があると考えます。	B	災害時に備え、あらかじめ災害時における組織体制や分担業務について「神奈川県災害対策本部要綱」に定めており、地域防災計画にも位置付けております。
27	4	支援に赴く方の立場になった連絡網、連絡ツールを考えておくことが必要と考えます。	C	いただいた御意見につきましては、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方（案）
28	1	2項「計画の構成及び性格」（1）において、県の地域防災計画が、「国の防災基本計画と連携した地域計画であり、市町村地域防災計画の指針になるものです。」としていますが、この文中の「指針」の意味については誤解を与える恐れがあり、表現を見直す必要があると思います。その理由として、都道府県及び市町村の地域防災計画は共に国の防災基本計画を準拠として作成するもので、両者の計画は法的には横並びの関係にあり、各市町村の主体性が尊重されるべきもので、県の方向付け（＝指針）によるものではないという原則的な理由があげられます。	D	都道府県地域防災計画と市町村地域防災計画が法的に上下関係がなく、各市町村の主体性が尊重されるべきものであるという主旨は理解いたしますが、本地域防災計画については、修正の都度国に報告しており、国からも特段指摘を受けたことはありませんので、法の趣旨に反した記載になっているという認識はありません。また、例えば活動火山対策特別措置法第5条第2項において、市町村防災会議等が同法第6条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項について、県地域防災計画に定めなければならないとされていることから、一定の指針性は有しているものと考えます。
29	4	災害対策本部体制の課題に関して「刻々変化する被災者のニーズに即応できる災害対策本部機能、市町村との連携、国や他都道府県との連絡体制の拡充」や「人的・物的な支援を迅速に受け入れるため、県として総合調整機能を発揮できる体制を確保」などの必要性が記述されていますが、災害対策本部活動において最も重要な総合調整事項は、防災関係機関との調整もさることながら、対策本部各部の主要対策のすり合わせ、すなわち県庁全体の組織横断的な総合調整機能が求められます。この点に関し、大規模災害を経験した新潟県や岩手県、宮城県は、総合調整機能の不備に気づき、その後、災害対策本部体制、特に総合調整機能の強化に踏み切っています。したがって、現在の統制部体制で広域自治体に求められている総合調整機能が真に発揮できるか否かについて、大規模震災を経験した自治体の事例などを参考に改めて災対本部の総合調整機能の在り方について検討することも一案であると考えます。	C	いただいた御意見につきましては、今後の取組の参考にいたします。
30	4	現地対策本部の組織については、現在、土木事務所や水道営業所などの出先機関を県政総合センター長の指揮下に置く組織体制となっていますが、応急対策活動の一元的な指揮統制機能を発揮するためには、この体制を見直すことも一案であると考えます。すなわち、これら出先機関の連絡調整は、主として被災市町村⇄出先機関⇄本庁の本属部局の間で行われ、現地対策本部内での連絡調整は極めて限定的であると同時に、業務（対策）の内容上、現地本部長が関与できる余地は少ないように思います。したがって、これら出先機関は、平常業務の指揮監督系統と同じく県災害対策本部各部の現地機関として位置づけ、現地本部には各出先機関からリエゾンの派遣を制度化することが望ましいと考えます。その際、広域防災活動備蓄拠点（衛生研究所、鎌倉三浦地域児童相談所）については現地本部長から各所長に対する「指示権」の設定が必要になると考えます。	B	平成30年度に現地災害対策本部の役割・機能を見直し、現地災害対策本部は、本部では把握できない情報の収集や、応援部隊の活動場所の調整など、災害対策本部を補完する活動を行うこととし、災害対策本部の下で一元的に対応する体制の強化を図っています。
31	3	県としても、避難行動要支援者対策の実態を的確に把握され、国（内閣府・厚労省）に対する福祉専門職の関与が可能な法整備や県内福祉関係団体に対する積極支援などを働きかけるとともに、小規模自治体に対する先行事例の提供などによる計画作成の支援、更に福祉避難所の受け入れ体制の実態把握と災害時の受け入れ施設確保に係わる調整の実施など、広域自治体として可能な措置・対策に取り組まれることが望まれます。	C	いただいたご意見については、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方（案）
32	3	第3節では、一般論として県内の消防力の強化を中心に記述されていますが、本来であれば、首都直下地震（都心南部直下地震など）や、南海トラフ巨大地震（東海地震）など、第1章第3節「地震被害の想定」を前提として、対応能力の過不足や不足部分への県の対応策を記述することが必要であると考えます。 その際、特に南海トラフ巨大地震に関しては、現在、国の対応は南海地震・東南海地震・東海地震の三連動地震を重点に应急活動計画を策定しています。それによれば広域応援部隊の派遣先は静岡県以西の重点受援県（10県）に限られ、仮に東海地震が発生（「半割れケース」）した場合でも神奈川県に警察・消防・自衛隊が派遣される計画にはなっていません。このため、南海トラフ地震（東海地震）発生時の救出救助体制を如何に構築するかについて県としての考え方を明記しておく必要があると思います。それによって県内の関係市町村は、東海地震への備えとして応援・受援体制の具体的な検討の必要性を認識できるようになると思います。	C	県では、平成27年3月に「神奈川県地震被害想定調査報告書」を公表し、その中で南海トラフ地震等も対象地震としております。この地震被害想定調査結果を踏まえ、平成28年3月に「神奈川県地震防災戦略」を策定し、地震被害軽減に向けた対策を推進していますが、いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
33	3	現在の水防戦略には、戦略目標として、「水害からの逃げ遅れゼロ」、「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」といった記述がみられますが、これらの目標を達成する具体策を検討するためには少なくとも、地震災害と同様、具体的な事態、すなわち水防上、想定される最悪事態を明記することが必要であると思います。ここでいう水防上の最悪事態とは、国管理河川や県管理河川で1000年もしくはそれ以上に一度の想定最大規模降雨に基づく洪水事態です。これについては既に県内の国管理・県管理河川すべてについて洪水浸水域が推計されており、これらを県計画に反映するとともに、これらの洪水で想定される様々な被害を前提とした水防戦略であることを明記することが、現実的な水防戦略の要件であり、また、第2編に述べる各種の風水害対策の前提となるものであると考えます。	C	いただいたご意見については、今後の取組の参考にいたします。
34	1	「課題」には、計画降雨から想定最大規模降雨に基づく想定浸水区域図の見直しについて言及されているが、既に計画降雨に基づく堤防整備では限界（「越水なき破堤」）があることが明らかになっている現実を明記するとともに、「取り組みの方向」では「流域治水」の発想などハード対策・ソフト対策の総合的な推進により減災目標を達成していくことの重要性を記述することが望ましいと思います。	B	近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえると、更なる治水対策の強化が求められており、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策への転換が必要であることなどを位置づけています。
35	1	「建築物の安全確保」は、建築基準法の関係条項が記述されるなどハードの安全性確保のイメージを受けますが、本来、ここでの視点は、財産管理上の視点のみならず県としての非常時優先業務の実施体制を確保する視点が必要であると思います。したがって、ここでは、国や県が推計した想定最大規模降雨に基づく想定浸水区域図を念頭に、その浸水区域内に立地する県の所管施設（例：衛生研究所）や広域行政上重要な施設（特に医療・福祉・ライフライン関連施設）を例示し、それらの安全確保対策について方向性を示すことが必要であると考えます。	B	県では、自然災害の発生などの危機事象に直面した場合、県民の安全・安心を維持し、社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、本県がどのような方針で業務を継続していくかを定めるものとして平成21年12月に「神奈川県業務継続計画」を策定しています。また、県有施設の浸水対策工事については、各施設管理者において対策が進められています。
36	1	広域自治体である県の情報収集・提供体制についても、災害発生直後の状況把握のみならず、情報収集や情報提供の目的として「発災を前提とした市町村の予防対策に資する情報の収集・提供を行う」ことを明記することが、現行の風水害対策の考え方にマッチした記述内容として重要であると考えます。	D	平時は、定期的に会議を開催するなど、顔の見える関係づくりに努めています。また、県は市町村に対し、土砂災害警戒情報出た時に避難指示の発令を促すなどの取組を実施しています。
37	1	洪水時の情報提供要領の見直しに関して、県管理河川における「浸透・浸食に関する情報提供体制の強化」についても、浸透・浸食に係わる監視、情報収集などについての県としての考え方を、水防計画との重複をいとわず明記する必要があると考えます。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方(案)
38	3	風水害の特徴である発災前の予防対策段階から災害対策本部を立ち上げ、事前の域外避難の調整(国対策本部への要請を含む)や浸水域内にある福祉施設入所者の移転先の調整など、市町村が行う事前対策に的確に対応していくことを明記することが望ましいと考えます。	B	県では大雨等特別警報が県下に発表される見込みがある際にも災害対策本部を設置する体制を整えています。また、広域避難については、災害対策基本法の改正に伴い、広域避難に係る協議手続等が規定されましたので、課題として円滑に行える体制を整える必要があることを位置づけました。
39	3	災害対策本部設置時に県土整備部の組織として活動する県水防本部との関係については、3章第3節「水防対策」(14項「地域防災計画と水防計画」)の中で「地域防災計画は風水害や津波災害の発生に対する諸対策であるのに対して、水防計画は、洪水、内水、津波又は高潮に際し、警戒防御することを目的として定めたもの」と記述していますが、水防行政に携わっていない多くの職員や防災関係機関にとっては具体的にどのようなことなのか理解できないと考えられます。したがって、できれば両計画の執行組織である災害対策本部と水防本部の役割分担、特に防災気象情報の伝達担任や県・市町村・関係機関相互間における連絡調整内容と連絡調整系統などについて第2章第2節、もしくは第3章第2節で説明しておくことが望ましいと考えます。	C	いただいたご意見については、今後の取組の参考にいたします。
40	4	新幹線の高架は阪神淡路大震災を受け補強されたことで、東日本大震災では被害をある程度抑えることができましたが、直下型の地震が想定される神奈川県内では脱線や落橋・トンネル落盤などの被害が出る恐れがあると考えます。 また、私鉄路線も縦横に走っており、これらがすべて橋脚などの補強が完了しているのか、対策が完了していても、想定外の被害がでることを想定しておく必要があると考えます。列車事故では時間帯によっては数百人規模の死傷者が一カ所に発生する危険性があり、そのような大規模事故への対処策や応援要請手順など決めておく必要があると感じました。	D	鉄道事業者等の各指定公共機関については、各機関ごとに防災業務計画を定め、災害対策の推進に努めています。
41	1	新幹線は震度5で送電が停止し、緊急ブレーキがかかるようになっていますが、車は揺れを感じにくく、個々の車がどのような行動をするのか予測できない所があります。本防災計画には、大地震の際には新に高速道路に流入する車を防ぐとありますが、走行中の車両への情報伝達方法についても検討しておくべきかと考えます。たとえば、ある震度以上が発生した際は、地震を知らせる電光掲示板や、停電時にも確実に伝えられる手段の検討など必要と考えます。(ラジオや携帯電話のアラートもありますが)道路公団側の対応であれば、その運用を確認しておくなど、必要かと思えます。	C	いただいたご意見については、今後の取組の参考にいたします。
42	4	西湘バイパスは海岸沿いであり、揺れてから3分から6分程度で津波が襲うと予測されています。どのように伝えて、道路からの脱出を誘導するのか、検討が必要と思えます。	C	いただいたご意見については、今後の取組の参考にいたします。
43	3	消防団員はその地域に住む方が多く、また現役世代の方が大半です。消火活動や防災活動など技量と知識を兼ね備えた、その地域にとって貴重な人材です。その方が消防団引退後、自主防災会の役員として取り込める優遇策があれば、自主防災会の中心メンバーとして活躍が期待でき、活性化が図れると考えます。優遇策の一例として、退団時に退職手当が支給されますが、自主防災会の役員になる場合には、退職手当の割り増しなどの手法があると思えます。それとは反対に、消防団員を一定数出している自主防災会には行政からの補助金を増額するなどすると、自主防災会としても消防団員を出すインセンティブになると考えます。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方(案)
44	4	災害直後、被害状況などの情報収集が最も重要になります。火災や救急車などの限られたリソースをどのように配分するのか、どのような支援を国や外部に依頼するのかの見極めが重要になります。本防災計画で初めて知ったのですが、「かながわ減災プロジェクト」で、身近で発生している事件・災害をだれでもアップロードして伝達できる仕掛けは、非常に有効だと感じますが、反面、電気やネットワークが正常な状態という条件が付きます。災害直後、停電やネットワーク障害が発生する可能性があるため、そうした場合においても情報を吸い上げる仕掛けが必要だと思います。	B	発災時には各市町村に現地連絡員を派遣し、積極的に情報収集を行うこととしています。また、防災行政通信網を整備し、災害時にも情報伝達が途絶えないような取組みを推進しています。
45	3	本防災計画には、職員を派遣して情報収集とありますが、それだけでなく自主防災会からの情報を受けられるような仕掛けはできないものではないでしょうか。デジタル無線機を自治会会長などに配布している自治体もありますので、それらがうまく活用できればいいかと思えます。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
46	3	本防災計画の中で繰り返し表現されている「最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄」が数値目標として設定されていないのは、何か意図があるのでしょうか。災害時の対応は「人命が最優先」と記載されているように、消火や救助活動が最優先になります。そのため、食料・トイレの手配や配給などは行政としては二の次となり、避難所に避難されている方に届くには数日かかる可能性があると考えられます。そのように明記することで、個人備蓄の重要性を認識していただくべきだと思います。実際、首都直下地震が発生すると、過去に例のない被災者が発生し、首都圏で1000万人規模の食料が必要となる可能性があり、全く足りない状況ではないかと想像されます。	C	神奈川県地震災害対策推進条例第11条第2項において「県民は、地震に備え、食料、飲料水等を備蓄し、及び地震災害発生時において持ち出す物品を準備するよう努める」となっていることから、現在は、備蓄品に関する数値目標を定めておりませんが、いただいた御意見は、今後の取組の参考にいたします。
47	3	「自宅の消火器」や「家庭用火災警報器」の数値目標もあるといいのではないかと考えます。災害時に火災が発生すると、延焼リスクが非常に高くなります。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
48	1	地震編と同様な感じで書かれていますが、地震と風水害では対処がまったく異なる部分がありますので、それを対比してわかるように記述した方がいいように思います。	C	ご意見のとおり、地震災害対策計画と風水害等災害対策計画について共通する部分については「共通編」と整理し、災害種別ごとにわかりやすい計画とするなど、今後検討してまいります。
49	4	風水害は被災地域が限定されることから、被害の発生していない地域(自治体)からのプッシュ型支援ができるのであれば、その方法や内容を検討しておくべきかと思えます。具体的には河川氾濫は下流域で発生することが多いため、上流や周辺都市からの支援の方法や避難者の受入れ、搬送用の車の手配など…。県内で対処するために神奈川県としてどのような指示をするべきなのか、考えておく必要があると考えます。	C	いただいた御意見については、今後の水害図上訓練等を通じ、検討していきます。
50	4	通常の避難指示では住民が避難しないというのが課題としてありますが、「異常感・緊急感」を伝えることが重要だと思います。たとえば、消防車がサイレンを鳴らして何台も家の前を通過していくと「なにかおかしい」「いつもと違う」と感じると思います。いつもと同じ・・・ではない、異常な雰囲気伝える方法の検討も必要かと思えます。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。



整理番号	意見内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方（案）
51	1	毎年と言って良い程の風雨災害に見舞われるこの頃ですが、被害の検証セミナーを拝見しますと河川に沿った洪水のハザードマップの真ただ中に施設が建設されていて、避難訓練も洪水を想定した訓練が実施されていない報告がありました。ハザードマップの重要性和信頼に足る情報であることを周知する事が必要と感じました。またある方は、地震災害の法令へのフィードバックはされるが、水害の法令へのフィードバックは中々なされてこなかったと言われていました。	B	ハザードマップについては、風水害に係る啓発動画の作成や新聞等の広報物を活用した周知啓発活動を実施しています。また、令和元年東日本台風などの教訓をもとに、避難勧告と避難指示が避難指示への一本化される等を内容とした災害対策基本法の改正が行われています。
52	3	自然災害による被害発生危険を回避した土地利用について、法整備がなされないと一民間業者が声を大にして危険性を伝えてもなかなか納得して頂けないだろうと思います。災害を想定した建物のかさ上げを考慮した計画を求める事が必要と考えます。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
53	3	水害については、いつ来るか分からない地震に対して、台風等の情報はニュースでも容易に聞くことが出来ますが、その情報と地域の被害想定を如何に結び付けられるか。避難行動に移せるかは地域の行政と地元自治会などの連携にかかってくると思われまます。マイタイムラインの推奨が言われますが、色々な世代の方でも容易に入手しやすい方法を作り出して頂きたいと思ひます。	C	マイ・タイムラインについては、HPでの広報以外にも、県のたよりや新聞などを活用した広報を実施しています。
54	1	対策の目標となる地震想定を整理する必要があると思う。	C	現在、県では、「神奈川県地震防災戦略」において「大正型関東地震における死者数をおおむね半減する」ことを目標に対策を推進しています。
55	3	自助と共助の中心となる自主防災組織の強化について、県としても対策を位置づける必要があるのではないかと。	A	いただいたご意見を踏まえ、自主防災組織の活動を県のホームページで紹介する取組を実施する等、自主防災組織の強化を図ることについて記載しました。
56	4	南海トラフ地震については臨時情報や発表時の対策をしっかり計画に位置づける必要ではないかと。	B	令和元年5月より気象庁より南海トラフ地震臨時情報等の提供が始まりました。このことを受け、令和2年3月に「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」について地域防災計画に位置づけました。
57	4	応急対策において民間機関との連携は必要であり、重要である。その中で災害対策基本法にもとづく災害補償は、活動の担保となるものであるが、県土整備局から伺っている情報では、県の条例は使えないと聞いている。安心して民間機関が活動するために補償について、再考いただきたい。	C	県では、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」に基づき損害補償をすることとしています。また、従事命令によらず、県との協定に基づき業務に従事した方の損害補償につきましては、それぞれの協定で定めています。
58	1	過去の災害では自治体等から物流事業者もしくは業界団体等に対して出される輸送要請が輸送を要請される側にとって必要な情報を含んだものにはなっていないことで円滑な輸送が阻害されたケースがある。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
59	3	プッシュ型支援の輸送依頼が国から要請が入るが、道路の規制可否、渋滞情報等を自ら確認しなければいけない。さらに、緊急通行許可証も所轄の警察で発行するという手順もある（事前に車両を特定できないため事前届出は不可）。今後、ドライバーも簡単に導入可能なスマホ等活用しあらゆる輸送状況が把握できるような仕組みを求める。	C	災害発生時における有料道路の無料化手続きについて、簡素化のための措置を講じることを国に要望しています。後段については、今後の取組の参考にいたします。
60	4	東日本大震災では発災初期は被災地で給油もできたが、次第に被災地では燃料を調達できなくなったため、被災地に向かわせられないという状況になった。この将来的な対応策として営業ナンバー車両への燃料の優先供給と、緊急通行車両扱いにするという考えもある。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。

整理 番号	意見内容 区分	意見の要旨	反映 区分	県の考え方（案）
61	1	自治体関係者は輸送の要請における梱包サイズ・重量に関する情報の必要性を十分に理解していない傾向がある。そのため 改めて確かめる手間が数度発生し業務が非効率なものになりがちであった。現在ではシステム化されてきているものの、写真添付不可のため商品をカタログ化するような可視化かが良いかと思われる。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
62	1	パレット返却の調達先メーカーについて、被災地では輸送が往復となり自治体が返却分を整理する必要があるため混乱する。検討が必要ではないか。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
63	1	輸送要請にあたり物資の情報以外に物資の荷役に関する情報が含まれていないことが多い。例えばパレットからばらして別の場所に移動するとか、フォークリフトがなく人力になり作業効率が悪くなる。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。
64	1	自治体が支援物資に関する物流業務のための用意している帳票については統一されたものではなく、各自治体独自に定めたものを使用している。また帳票を定めていない自治体も多い。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考にいたします。